



医政発第0108006号

平成20年1月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

今般、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）の一部改正に伴い、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日健政発第5号各都道府県知事あて本職通知）の一部を改め、別紙1については平成20年1月8日より施行することとし、別紙2については平成20年4月1日より施行することとしたので、御了知願いたい。

## 看護師等養成所の運営に関する指導要領

(平成20年1月8日より施行。下線は改正部分。)

新	旧
<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるものほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>第1 課程の定義等</b></p> <p>この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、定時制により4年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。</p> <p><b>第2 学則に関する事項</b></p> <p>1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあっては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。</p> <p>2 学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1)設置の目的 (2)名称 (3)位置 (4)養成所名（二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項にお</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるものほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>第1 課程の定義等</b></p> <p>この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、定時制により4年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。</p> <p><b>第2 学則に関する事項</b></p> <p>1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあっては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。</p> <p>2 学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1)設置の目的 (2)名称 (3)位置 (4)養成所名（二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項にお</p>

いて同じ。) 又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程(以下「統合力リキュラム」という。)により教育を行う場合は、その旨を明記すること。)

- (5) 課程名(看護師養成所に限る。)
  - (6) 定員(看護師養成所及び准看護師養成所にあっては、1学年の入学定員及び総定員)及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
  - (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (8) 教育課程及び単位数(准看護師養成所にあっては、時間数)に関する事項
  - (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
  - (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
  - (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (12) 教職員の組織に関する事項
  - (13) 運営を行うための会議に関する事項
  - (14) 学生の健康管理に関する事項
  - (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第3 学生に関する事項

#### 1 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

##### (1) 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

##### (2) 看護師養成所

ア 3年課程及び3年課程(定時制)にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者にあっては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者で、学校教育法第56条に該当するものにあっては、それを証明する書類

イ 2年課程及び2年課程(定時制)にあっては、准

いて同じ。) 又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程(以下「統合力リキュラム」という。)により教育を行う場合は、その旨を明記すること。

- (5) 課程名(看護師養成所に限る。)
  - (6) 定員(看護師養成所及び准看護師養成所にあっては、1学年の入学定員及び総定員)及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
  - (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (8) 教育課程及び単位数(准看護師養成所にあっては、時間数)に関する事項
  - (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
  - (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
  - (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (12) 教職員の組織に関する事項
  - (13) 運営を行うための会議に関する事項
  - (14) 学生の健康管理に関する事項
  - (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第3 学生に関する事項

#### 1 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

##### (1) 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

##### (2) 看護師養成所

ア 3年課程及び3年課程(定時制)にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者にあっては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者で、学校教育法第56条に該当するものにあっては、それを証明する書類

イ 2年課程及び2年課程(定時制)にあっては、准

<p>看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類</p> <p>(ア) 准看護師免許証の写し</p> <p>なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあっては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。</p>	<p>(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあっては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書(高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。)</p> <p>なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年(36か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。</p>	<p>(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>	<p>ウ 2年課程(通信制)にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類</p>
<p>(ア) 准看護師免許証の写し</p> <p>なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあっては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。</p>	<p>(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあっては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書(高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。)</p> <p>なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年(36か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。</p>	<p>(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>	<p>ウ 2年課程(通信制)にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類</p>
<p>(ア) 准看護師免許証の写し</p> <p>(イ) 准看護師として10年(120か月)以上業務に従事した旨の就業証明書</p>	<p>なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年(120か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。</p>	<p>(ウ) 2年課程(通信制)にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類</p>	<p>(ア) 准看護師免許証の写し</p> <p>(イ) 准看護師として10年(120か月)以上業務に従事した旨の就業証明書</p>
<p>なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年(120か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。</p>	<p>なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年(120か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。</p>	<p>(ア) 准看護師養成所</p>	<p>学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類</p>
<p>ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>	<p>イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書</p>	<p>ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類</p>	<p>ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>
<p>イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書</p>	<p>ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類</p>	<p>ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>	<p>イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書</p>
<p>ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類</p>	<p>ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書</p>	<p>イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書</p>	<p>ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類</p>
<p>2 入学の選考</p>	<p>(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。</p>	<p>(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。</p>	<p>(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。</p>
<p>(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)によって入学を制限しないこと。</p>	<p>(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)によって入学を制限しないこと。</p>	<p>(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)によって入学を制限しないこと。</p>	<p>(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)によって入学を制限しないこと。</p>
<p>(3) 他の分野で働く社会人については、その経験に</p>	<p>(3) 他の分野で働く社会人については、その経験に</p>	<p>(3) 他の分野で働く社会人については、その経験に</p>	<p>(3) 他の分野で働く社会人については、その経験に</p>

<p>配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。</p> <p><b>3 卒業の認定</b></p> <p>(1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。</p> <p>(2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p><b>4 学生に対する指導等</b></p> <p>(1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。</p> <p>(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。</p> <p><b>5 外国人の留学生の受入れ</b></p> <p>(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。</p> <p>(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。</p> <p>(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。</p> <p>また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許</p>	<p>配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。</p> <p><b>3 卒業の認定</b></p> <p>(1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。</p> <p>(2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p><b>4 学生に対する指導等</b></p> <p>(1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。</p> <p>(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。</p> <p><b>5 外国人の留学生の受入れ</b></p> <p>(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。</p> <p>(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。</p> <p>(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。</p> <p>また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許</p>
--	--

可は受けることができないこと。	可は受けることができないこと。
<b>第4 教員に関する事項</b>	<b>第4 教員に関する事項</b>
<b>1 専任教員及び教務主任</b>	<b>1 専任教員及び教務主任</b>
(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。	(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。
ア 保健師として5年以上業務に従事した者 イ (ア) から(ウ)までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 (イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものも含む。） (ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度） (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。	ア 保健師として5年以上業務に従事した者 イ (ア) から(ウ)までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程 (イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものも含む。） (ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度） (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。
ア 助産師として5年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業	ア 助産師として5年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 (4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。 ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業

<p>務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができる。</p> <p>(6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程(定時制)にあっては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあっては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。</p> <p>(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制)及び2年課程(定時制))にあっては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目途に1人、増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目途に1人増員することが望ましいこと。</p> <p>(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専任教員の経験を3年以上有する者</p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができる。</p> <p>(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研</p>	<p>務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。</p> <p>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができる。</p> <p>(6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程(定時制)にあっては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)にあっては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。</p> <p>(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制)及び2年課程(定時制))にあっては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目途に1人、増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目途に1人増員することが望ましいこと。</p> <p>(9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専任教員の経験を3年以上有する者</p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができる。</p>
---	---

修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。

## 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

## 3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

## 4 実習指導教員

実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。

## 5 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

# 第5 教育に関する事項

## 1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3—2、准看護師養成所にあっては別表4のとおりであること。

## 2 履修時間数等

### (1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

### (2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

## 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

## 3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であること。

## 4 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

# 第5 教育に関する事項

## 1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3—2、准看護師養成所にあっては別表4のとおりであること。

## 2 履修時間数等

### (1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

### (2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で990時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあっては、基礎分野については3—(1)に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

### (4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

## 3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））

#### (ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

#### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

#### (ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所2年課程（通信制）

#### (ア) 通信学習による授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で990時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあっては、基礎分野については3—(1)に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

### (4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

## 3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））

#### (ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

#### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

#### (ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所2年課程（通信制）

#### (ア) 通信学習による授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

<p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。</p> <p>(2) 単位の認定</p> <p>ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士</li> <li>・診療放射線技師</li> <li>・臨床検査技師</li> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・視能訓練士</li> <li>・臨床工学技士</li> <li>・義肢装具士</li> <li>・救急救命士</li> <li>・言語聴覚士</li> </ul> <p>なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。</p> <p>4 教育実施上の留意事項</p> <p>(1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程（通信制）にあっては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。</p> <p>ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシエント）について、学生自身</p>	<p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。</p> <p>(2) 単位の認定</p> <p>ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。</p> <p>イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科衛生士</li> <li>・診療放射線技師</li> <li>・臨床検査技師</li> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・視能訓練士</li> <li>・臨床工学技士</li> <li>・義肢装具士</li> <li>・救急救命士</li> <li>・言語聴覚士</li> </ul> <p>なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。</p> <p>4 教育実施上の留意事項</p> <p>(1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程（通信制）にあっては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。</p> <p>ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシエント）について、学生自身</p>
--	--

が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

(2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習においては、この限りでないこと。

(3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

## 5 統合カリキュラム

### (1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

### (2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

### (3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

### (4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあっては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のと

が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

(2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

(3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

## 5 統合カリキュラム

### (1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

### (2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

### (3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

### (4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあっては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のと

おり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共に用してよいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

### 2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合はこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができる。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができる。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができる。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

(4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

(5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の

おり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共に用してよいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

### 2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合はこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

- (2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができる。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができる。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができる。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

(4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

(5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の

<p>養成所のものと共に用意できること。</p> <p>(6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。</p>	<p>養成所のものと共に用意できること。</p> <p>(6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。</p>
<p><b>3 保健師養成所</b></p> <p>(1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>	<p><b>3 保健師養成所</b></p> <p>(1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>
<p><b>4 助産師養成所</b></p> <p>(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができる。</p> <p>(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20m<sup>2</sup>以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p> <p>(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。</p>	<p><b>4 助産師養成所</b></p> <p>(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができる。</p> <p>(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20m<sup>2</sup>以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p> <p>(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる施設を確保することが望ましいこと。</p>
<p><b>5 看護師養成所</b></p> <p>(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。</p> <p>(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>	<p><b>5 看護師養成所</b></p> <p>(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。</p> <p>(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>
<p><b>6 准看護師養成所</b></p> <p>(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>	<p><b>6 准看護師養成所</b></p> <p>(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。</p>
<p><b>7 機械器具等</b></p> <p>(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、</p>	<p><b>7 機械器具等</b></p> <p>(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、</p>

保健師養成所にあっては別表7に、助産師養成所にあっては別表8に、看護師養成所にあっては別表9に、准看護師養成所にあっては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることができる。

(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

## 第7 実習施設等に関する事項

### 1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

### 2 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

- ア 業務指針が作成され、活用されていること。
- イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
- ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
- エ 適当な実習指導者が定められていること。
- オ 地域看護活動が適正に行われていること。
- カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

### 3 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

- ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
- ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理

保健師養成所にあっては別表7に、助産師養成所にあっては別表8に、看護師養成所にあっては別表9に、准看護師養成所にあっては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることができる。

(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

## 第7 実習施設等に関する事項

### 1 実習指導者

(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

(2) 実習施設において実習指導者を確保することができない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。

(3) 看護師養成所における在宅看護論の実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。

### 2 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

- ア 業務指針が作成され、活用されていること。
- イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
- ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
- エ 学生の指導を担当できるよう適当な実習指導者が定められていること。
- オ 地域看護活動が適正に行われていること。
- カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

### 3 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

- ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
- ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理

されていること。

工 外来、産科棟には適當な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適當な助産師を実習指導者とみなすことができること。

才 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

#### 4 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が明確に定められていること。

ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。

エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

オ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適當な看護師を、実習指導者とみなすことができる。

カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)一イからカまでと同様とすること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。

(5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

ア 複数の訪問看護専任者がいること。

イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。

(6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

#### 5 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看

されていること。

工 外来、産科棟には学生の指導を担当できるよう適當な助産師の実習指導者が定められていること。

才 看護職員に対する継続教育(実習施設内・外)が計画的に実施されていること。

#### 4 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所の他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が明確に定められていること。

ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。

エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されることが望ましいこと。

カ 看護職員に対する継続教育(実習施設内・外)が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)一イからカまでと同様とすること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。

(5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

ア 複数の訪問看護専任者がいること。

イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。

(6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

#### 5 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看

<p>護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。</p> <p>(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具备していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。</li> <li>イ 看護組織が明確に定められていること。</li> <li>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。</li> <li>エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。</li> <li>オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。</li> <li>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。</li> </ul> <p>(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)一イからカまでと同様とすることが望ましいこと。</p> <p>(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具备していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 看護手順が作成され、活用されていること。</li> <li>イ 看護師が配置されていること。</li> </ul> <p>(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。</p>	<p>護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。</p> <p>(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具备していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。</li> <li>イ 看護組織が明確に定められていること。</li> <li>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。</li> <li>エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。</li> <li>オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。</li> <li>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。</li> </ul> <p>(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)一イからカまでと同様とすることが望ましいこと。</p> <p>(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具备していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 看護手順が作成され、活用されていること。</li> <li>イ 看護師が配置されていること。</li> </ul> <p>(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。</p>
--	--

別表1～10（略）

## 看護師等養成所の運営に関する指導要領

(平成20年4月1日より施行。下線は改正部分。)

新	旧
<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるものほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>第1 課程の定義等</b></p> <p>この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制」という）により4年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。</p> <p><b>第2 学則に関する事項</b></p> <p>1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあっては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。</p> <p>2 学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1)設置の目的 (2)名称 (3)位置 (4)養成所名（二以上の養成所を併設するものに限</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるものほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>第1 課程の定義等</b></p> <p>この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、定時制により4年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。</p> <p>(4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。</p> <p>(5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。</p> <p><b>第2 学則に関する事項</b></p> <p>1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあっては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。</p> <p>2 学則の中には、次の事項を記載すること。</p> <p>(1)設置の目的 (2)名称 (3)位置 (4)養成所名（二以上の養成所を併設するものに限</p>

る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程（以下「統合力リキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）

- (5) 課程名（看護師養成所に限る。）
  - (6) 定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあっては、1学年の入学定員及び総定員）及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
  - (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (8) 教育課程及び単位数（准看護師養成所にあっては、時間数）に関する事項
  - (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
  - (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
  - (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (12) 教職員の組織に関する事項
  - (13) 運営を行うための会議に関する事項
  - (14) 学生の健康管理に関する事項
  - (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第3 学生に関する事項

#### 1 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

##### (1) 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

##### (2) 看護師養成所

ア 3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号に該当する者にあっては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(ウ) (ア) 又は(イ)以外の者で、学校教育法第56条に該当するものにあっては、それを証明す

る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程（以下「統合力リキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）

- (5) 課程名（看護師養成所に限る。）
  - (6) 定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあっては、1学年の入学定員及び総定員）及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
  - (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
  - (8) 教育課程及び単位数（准看護師養成所にあっては、時間数）に関する事項
  - (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
  - (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
  - (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
  - (12) 教職員の組織に関する事項
  - (13) 運営を行うための会議に関する事項
  - (14) 学生の健康管理に関する事項
  - (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第3 学生に関する事項

#### 1 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

##### (1) 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

##### (2) 看護師養成所

ア 3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号に該当する者にあっては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(ウ) (ア) 又は(イ)以外の者で、学校教育法第56条に該当するものにあっては、それを証明す

る書類	る書類
イ 2年課程及び2年課程（定時制）にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類	イ 2年課程及び2年課程（定時制）にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類
(ア) 准看護師免許証の写し	(ア) 准看護師免許証の写し
なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあっては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事實を確認すること。	なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあっては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事實を確認すること。
(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあっては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）	(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあっては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）
なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。	なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。
(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあっては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
ウ 2年課程（通信制）にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類	ウ 2年課程（通信制）にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類
(ア) 准看護師免許証の写し	(ア) 准看護師免許証の写し
(イ) 准看護師として10年（120か月）以上業務に従事した旨の就業証明書	(イ) 准看護師として10年（120か月）以上業務に従事した旨の就業証明書
なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年（120か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。	なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年（120か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。
(3) 准看護師養成所	(3) 准看護師養成所
学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類	学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類
ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	ア 中学校を卒業した者にあっては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書	イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあっては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書
ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類	ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあっては、それを証明する書類
2 入学の選考	2 入学の選考
(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。	(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。
(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）に	(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）に

<p>よって入学を制限しないこと。</p> <p>(3)他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。</p> <p><b>3 卒業の認定</b></p> <p>(1)学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。</p> <p>(2)欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p><b>4 学生に対する指導等</b></p> <p>(1)特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(2)奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。</p> <p>(3)医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。</p> <p><b>5 外国人の留学生の受入れ</b></p> <p>(1)看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。</p> <p>(2)当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。</p> <p>(3)留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。 また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、</p>	<p>よって入学を制限しないこと。</p> <p>(3)他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。</p> <p><b>3 卒業の認定</b></p> <p>(1)学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。</p> <p>(2)欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p><b>4 学生に対する指導等</b></p> <p>(1)特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(2)奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。</p> <p>(3)医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。</p> <p><b>5 外国人の留学生の受入れ</b></p> <p>(1)看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。</p> <p>(2)当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。</p> <p>(3)留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。 また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、</p>
--	--

保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができないこと。

#### 第4 教員に関する事項

##### 1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア) から (ウ) までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものと含む。）

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。た

保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができない。

#### 第4 教員に関する事項

##### 1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア) から (ウ) までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものと含む。）

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。た

<p>だし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。</p> <p><b>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</b></p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができる。</p> <p>(6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程(定時制を含む)にあっては8人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあっては7人以上、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。ただし、平成23年3月31日までの間は、3年課程(定時制を含む)にあっては6人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあっては5人以上とすることができます。</p> <p>(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては、学生定員が20人を超える場合には、<u>学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。</u>看護師養成所3年課程(定時制を含む)及び2年課程(定時制)にあっては、学生総定員が120人を超える場合には、<u>学生が30人を増すごとに1人増員すること。</u>また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては学生総定員が80人を超える場合には、<u>学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。</u></p> <p>(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><b>ア 専任教員の経験を3年以上有する者</b></p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p>	<p>だし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができる。</p> <p><b>ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</b></p> <p>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができる。</p> <p>(6) 専任教員は、看護師養成所にあっては専門領域ごとに、准看護師養成所にあっては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。</p> <p>(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程<u>及び3年課程(定時制)</u>にあっては8人以上(当分の間、6人以上)、2年課程<u>、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)</u>にあっては7人以上(当分の間、5人以上)、准看護師養成所にあっては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。</p> <p>(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあっては、学生定員が20人を超える場合には<u>適当数、看護師養成所(3年課程、3年課程(定時制)及び2年課程(定時制))</u>にあっては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を<u>中途に1人、増員すること。</u>また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあっては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を<u>中途に1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあっては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を中途に1人増員することが望ましいこと。</u></p> <p>(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)</p> <p>また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。</p> <p>(10) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p><b>ア 専任教員の経験を3年以上有する者</b></p> <p>イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p>
--	--

<p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。</p> <p>(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</p> <p>2 養成所の長及びそれを補佐する者</p> <p>(1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。</p> <p>(2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。</p> <p>3 実習調整者</p> <p>(1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。</p> <p>(2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>4 実習指導教員</p> <p>実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。</p> <p>5 その他の教員</p> <p>(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>(2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。</p> <p><b>第5 教育に関する事項</b></p> <p>1 教育の内容等</p> <p>教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3—2、准看護師養成所にあっては別表4のとおりであること。</p> <p>2 履修時間数等</p> <p>(1) 保健師養成所</p> <p>教育課程の編成に当たっては、<u>21</u>単位以上で、<u>675</u>時間以上の講義、実習等を行うように</p>	<p>ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。</p> <p>(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。</p> <p>2 養成所の長及びそれを補佐する者</p> <p>(1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。</p> <p>(2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。</p> <p>3 実習調整者</p> <p>(1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。</p> <p>(2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>4 実習指導教員</p> <p>実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。</p> <p>5 その他の教員</p> <p>(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>(2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。</p> <p><b>第5 教育に関する事項</b></p> <p>1 教育の内容等</p> <p>教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあっては別表1、助産師養成所にあっては別表2、看護師養成所にあっては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3—2、准看護師養成所にあっては別表4のとおりであること。</p> <p>2 履修時間数等</p> <p>(1) 保健師養成所</p> <p>教育課程の編成に当たっては、<u>21</u>単位以上で、<u>675</u>時間以上の講義、実習等を行うように</p>
--	--

<p>すること。</p> <p>(2) 助産師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>23</u>単位以上で、<u>765</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>(3) 看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、<u>97</u>単位以上で、<u>3000</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあっては、<u>65</u>単位以上で、<u>2180</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>(4) 准看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、基礎科目<u>105</u>時間以上、専門基礎科目<u>385</u>時間以上、専門科目<u>665</u>時間以上及び臨地実習<u>735</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 助産師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>22</u>単位以上で、<u>720</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>(3) 看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあっては、<u>基礎分野13</u>単位以上で<u>360</u>時間以上、専門基礎分野<u>21</u>単位以上で<u>510</u>時間以上、専門分野<u>36</u>単位以上で<u>990</u>時間以上及び<u>臨地実習23</u>単位以上で<u>1035</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあっては、<u>基礎分野</u>については<u>3-1(1)</u>に定める基本的計算方法によらず<u>7</u>単位以上で<u>315</u>時間以上、専門基礎分野、専門分野及び<u>臨地実習</u>についてはそれぞれ<u>14</u>単位以上で<u>315</u>時間以上、<u>25</u>単位以上で<u>750</u>時間以上及び<u>16</u>単位以上で<u>720</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p> <p>(4) 准看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、基礎科目<u>105</u>時間以上、専門基礎科目<u>385</u>時間以上、専門科目<u>665</u>時間以上及び<u>臨地実習735</u>時間以上の講義、実習等を行うようにすること。</p>
<p>3 単位制について 保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。</p> <p>(1) 単位の計算方法 ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制を含む））</p> <p>(ア) 臨地実習以外の授業 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。</p> <p>(イ) 臨地実習 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。</p> <p>(ウ) 時間数 時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。</p> <p>イ 看護師養成所2年課程（通信制）</p> <p>(ア) 通信学習による授業 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業</p>	<p>3 単位制について 保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。</p> <p>(1) 単位の計算方法 ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））</p> <p>(ア) 臨地実習以外の授業 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。</p> <p>(イ) 臨地実習 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。</p> <p>(ウ) 時間数 時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。</p> <p>イ 看護師養成所2年課程（通信制）</p> <p>(ア) 通信学習による授業 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業</p>

の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

#### 4 教育実施上の留意事項

(1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程

の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

#### 4 教育実施上の留意事項

(1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程

<p>(通信制)にあっては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。</p> <p>ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者(ペーパー・ペイシエント)について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。</p> <p>イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。</p> <p>ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。</p> <p>(2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習及び看護の統合と実践においては、この限りでないこと。</p> <p>(3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。</p>	<p>(通信制)にあっては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。</p> <p>ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者(ペーパー・ペイシエント)について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。</p> <p>イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。</p> <p>ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。</p> <p>(2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習においては、この限りでないこと。</p> <p>(3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。</p>
<p>5 統合力リキュラム</p> <p>(1) 概要</p> <p>統合力リキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>ア 統合力リキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合力リキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。</p> <p>イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。</p> <p>ウ 統合力リキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。</p> <p>(3) 教育の内容等</p> <p>ア 保健師・看護師の統合力リキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。</p> <p>イ 助産師・看護師の統合力リキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。</p> <p>(4) その他の基準</p> <p>ア 教務主任は、統合力リキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併</p>	<p>5 統合力リキュラム</p> <p>(1) 概要</p> <p>統合力リキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>ア 統合力リキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合力リキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。</p> <p>イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。</p> <p>ウ 統合力リキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。</p> <p>(3) 教育の内容等</p> <p>ア 保健師・看護師の統合力リキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。</p> <p>イ 助産師・看護師の統合力リキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。</p> <p>(4) その他の基準</p> <p>ア 教務主任は、統合力リキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併</p>

せて1人としてよいこと。

- イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあっては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のとおり増員することが望ましいこと。
- ウ 普通教室は、同時に授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共に用してよいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

### 2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合はこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができる。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができる。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができる。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。
- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは

せて1人としてよいこと。

- イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあっては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のとおり増員することが望ましいこと。
- ウ 普通教室は、同時に授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共に用してよいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

### 2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合はこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができる。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とできること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とできること。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧机の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。
- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは

差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

(5) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用することは差し支えないこと。この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。

(6) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いすれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができます。

(7) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。

(8) 臨床場面を疑似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。

### 3 保健師養成所

(1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

### 4 助産師養成所

(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができる。

(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20m<sup>2</sup>以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

### 5 看護師養成所

(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、

差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

(5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いすれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができます。

(6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。

### 3 保健師養成所

(1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

### 4 助産師養成所

(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができる。

(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20m<sup>2</sup>以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

### 5 看護師養成所

(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、

1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。  
なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

## 6 准看護師養成所

- (1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。  
なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

## 7 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあっては別表7に、助産師養成所にあっては別表8に、看護師養成所にあっては別表9に、准看護師養成所にあっては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることが可能のこと。
- (2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

## 第7 実習施設等に関する事項

### 1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

### 2 保健師養成所

- (1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。
  - ア 業務指針が作成され、活用されていること。
  - イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
  - ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
  - エ 適当な実習指導者が定められていること。
  - オ 地域看護活動が適正に行われていること。
  - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

### 3 助産師養成所

- (1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。
  - ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当で

1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。  
なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

## 6 准看護師養成所

- (1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11m<sup>2</sup>以上の広さを有すること。  
なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

## 7 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあっては別表7に、助産師養成所にあっては別表8に、看護師養成所にあっては別表9に、准看護師養成所にあっては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることが可能のこと。
- (2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

## 第7 実習施設等に関する事項

### 1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

### 2 保健師養成所

- (1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。
  - ア 業務指針が作成され、活用されていること。
  - イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
  - ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
  - エ 適当な実習指導者が定められていること。
  - オ 地域看護活動が適正に行われていること。
  - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

### 3 助産師養成所

- (1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。
  - ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当で

あること。

- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
  - ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
  - エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。
  - オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- 4 看護師養成所
- (1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。
  - (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
    - ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
    - イ 看護組織が明確に定められていること。
    - ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
  - エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
  - オ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。
  - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
  - (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)一イからカまでと同様とすること。
  - (4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。
  - (5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

あること。

- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
  - ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
  - エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。
  - オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- 4 看護師養成所
- (1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。
  - (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
    - ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
    - イ 看護組織が明確に定められていること。
    - ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
  - エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
  - オ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。
  - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
  - (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)一イからカまでと同様とすること。
  - (4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。
  - (5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

<p>ア 複数の訪問看護専任者がいること。</p> <p>イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。</p> <p>(6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。</p> <p><b>5 准看護師養成所</b></p> <p>(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。</p> <p>(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具备していること。</p> <p>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。</p> <p>イ 看護組織が明確に定められていること。</p> <p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。</p> <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。</p> <p>オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。</p> <p>(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)一イからカまでと同様とすることが望ましいこと。</p> <p>(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具备していること。</p> <p>ア 看護手順が作成され、活用されていること。</p> <p>イ 看護師が配置されていること。</p> <p>(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。</p>	<p>ア 複数の訪問看護専任者がいること。</p> <p>イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。</p> <p>(6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。</p> <p><b>5 准看護師養成所</b></p> <p>(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。</p> <p>(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具备していること。</p> <p>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。</p> <p>イ 看護組織が明確に定められていること。</p> <p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。</p> <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。</p> <p>オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。</p> <p>(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)一イからカまでと同様とすることが望ましいこと。</p> <p>(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具备していること。</p> <p>ア 看護手順が作成され、活用されていること。</p> <p>イ 看護師が配置されていること。</p> <p>(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。</p>
<p><b>第8 管理及び維持経営に関する事項</b></p> <p>1 養成所の運営に関する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。</p> <p>2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。</p> <p>3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。</p> <p>4 2年課程（通信制）については専任の事務職員を適當数確保すること。</p>	<p><b>第8 管理及び維持経営に関する事項</b></p> <p>1 養成所の運営に関する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。</p> <p>2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。</p> <p>3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。</p> <p>4 2年課程（通信制）については専任の事務職員を適當数確保すること。</p>

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

新	旧
1) 人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で系統的、予測的にとらえアセスメントする能力を養うとともに、 <u>自立を支援する能力を養う。</u>	1) 人々の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中でとらえることができる能力を養うとともに、 <u>これらの人々を援助する能力を養う。</u>
2) 地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るための健康学習や自主・自助グループ活動等の集団活動を育成するとともに、 <u>自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。</u>	2) 地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るため健康学習や自主・自助グループ活動 <u>を実施し</u> 、また社会資源を活用できるよう支援する能力を養う。
3) 地域に顕在している健康問題を個別事例を通して把握するとともに、潜在している健康課題を予測し、それらを <u>地域住民、関係機関、他職種と連携・協働し組織的に解決する能力を養う。</u>	3) 地域に顕在している健康問題を把握するとともに、潜在している健康問題を予測し、 <u>それらの問題を組織的に解決する能力を養う。</u>
4) 保健・医療・福祉行政の最新の知識を <u>主体的・継続的に学ぶ能力を養うとともに、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し、施策に反映する能力を養う。</u>	4) 保健・医療・福祉行政の <u>基礎的知識を踏まえ、地域の健康問題の解決に必要な社会資源の開発や保健・医療・福祉サービスを評価し調整する能力を養う。</u>

教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点
地域看護学 地域看護学概論  個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論  地域看護管理論	12  2  10  1	<p>学校保健・産業保健を含む内容とする。</p> <p>公衆衛生看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方と対応の基本について学ぶ内容とする。</p> <p>人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。</p> <p>集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。</p> <p>地域（産業、学校等を含む）における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。</p> <p>心身の健康保持増進及び疾病・障害別に予防、発生、回復及び改善に対応した支援方法と地域活動の組織化を含めた展開方法について学ぶ内容とする。</p> <p>健康危機管理を含む内容とする。</p>	地域看護学 地域看護学概論 地域看護活動論 地域看護活動論	3  9  9	<p>公衆衛生看護及び継続看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方及び行政的対応について学ぶ内容とする。</p> <p>健康のどちらかにおいては社会的条件（偏見や生活習慣等を含む。）との関連を強化した内容とし、援助のどちらかにおいては地域住民の主体性を尊重した内容とする。</p> <p>地区活動論、家族相談援助論、健康教育論を統合し、地域における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。</p> <p>保健指導論、健康管理論を統合し、健康の保持増進及び疾病・障害別に、予防、発生、回復及び改善に対応した援助方法と地域活動の展開方法及び技術について学ぶ内容とする。</p> <p>地域看護活動計画の作成過程等を含む内容とする。</p>
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。	疫学・保健統計	4	公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計（情報処理を含む。）を従来よりも強化し、疫学調査と保健活動における統計の技術について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。	保健福祉行政論	2	看護のコーディネーション能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。
保健福祉行政論	3	<p>行政組織について学ぶ内容とする。</p> <p>保健医療福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健医療福祉の計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。</p> <p>調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。</p> <p>事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。</p>	保健福祉行政論	2	看護のコーディネーション能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。
臨地実習 地域看護学実習  個人・家族・集団の生活支援実習  地域看護活動展開論実習  地域看護管理論実習	4  4  2  2  2	<p>地域看護学、疫学、保健統計学及び保健福祉行政論で学んだ知識を活用した実習とする。</p> <p>臨地実習は、保健所、市町村は必須とし、学校、事業所、医療・福祉施設等、多様な場で実習を行う。</p> <p>地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習を行う。</p> <p>個別事例に対して継続した訪問指導を行う。（複数事例が望ましい）</p> <p>家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする。</p> <p>集団を対象とした健康支援を体験する実習とする。</p> <p>地域の活動計画のプロセスを理解し、保健活動を展開する実習とする。</p> <p>地域の保健医療福祉の計画を知り、その意義について理解できる実習とする。</p> <p>地域住民、関係機関や他職種との連携、調整の実際が理解できる実習とする。</p> <p>保健活動の管理や評価、社会資源の開発等について学ぶ実習とする。</p> <p>健康危機管理体制の実際を学ぶ実習とする。</p>	臨地実習 地域看護学実習	3	地域看護学だけでなく、疫学・保健統計及び保健福祉行政論で学んだ知識を含めた実習とする。
総 計	23	745時間以上の講義・実習等を行うものとする。	総 計	21	675時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

新	旧
1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう支援できる能力を養う。	1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児がスムーズに行えるよう援助できる能力を養う。
2) 女性の一生における性と生殖をめぐる健康に関する課題への支援ができる能力を養う。	2) 女性の一生における性と生殖をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。
3) 安心して子どもを産み育てるために、他職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。	3) 安心して子どもを産み育てるために、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。

新			旧		
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	<p>女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。</p> <p>生命倫理、乳幼児の成長発達等を強化する内容とする。</p> <p>母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また家族の心理・社会学的側面を強化した内容とする。</p> <p>チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。</p>	基礎助産学	6	<p>女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて援助する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。</p> <p>助産学概論、生命倫理、性と生殖の形態・機能、母性に関する心理・社会学、乳幼児の成長発達等を含む内容とする。</p> <p>母性の心理・社会学に加え、父性を含む家族の心理・社会学的側面を強化した内容とする。</p>
助産診断・技術学	6	<p>助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するため演習等の充実を図り、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。</p> <p>妊娠・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。</p> <p>妊娠婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。</p>	助産診断・技術学	6	<p>助産過程の展開に必要な診断の技術を修得させ、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。</p> <p>助産師として必要な相談技術、特に心理面の対応の技術を強化する内容とする。</p>
地域母子保健	1	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、他職種と連携・協働しながら地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。	地域母子保健	1	助産師として地域の母子保健を推進するための基礎的知識を学ぶ内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。	助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。
臨地実習	9	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。	臨地実習	8	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
助産学実習	9	<p>分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経産分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第3期終了より2時間までとする。</p> <p>実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。</p> <p>妊娠期や産じょく期・新生児期のアセスメントや支援を行う能力を強化する実習を含む内容とする。</p>	助産学実習	8	<p>分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。</p>
総 計	23	765時間以上の講義・実習等を行うものとする。	総 計	22	720時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

新	旧
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。	1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。	2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、 <u>心身相関</u> 等の観点から理解する能力を養う。
3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、 <u>最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力</u> を養う。	3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
4) 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。	4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、 <u>健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力</u> を養う。	5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、 <u>ターミナルケア</u> 等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。
6) 保健・医療・福祉制度と <u>他職種の役割を理解し、チーム医療を実践する</u> とともに、 <u>人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力</u> を養う。	6) <u>人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力</u> を養う。

新

旧

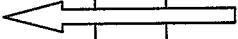
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数(時間数)	留意点
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>
小計	13		小計	13 (360)	
専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病的成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	15	人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化した内容とする。	人体の構造と機能 疾病的成り立ちと回復の促進	15	人体を系統立てて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。
	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	専門基礎分野 社会保障制度と生活者の健康	6	人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。
小計	21		小計	21 (510)	従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。
専門分野I 基礎看護学	10	専門分野Iでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。	基礎看護学	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネージメントができる能力を養えるような内容とする。
臨地実習 基礎看護学	3		在宅看護論	4	国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。
小計	13				在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。
専門分野II 成人看護学	6	臨床実践能力の向上を図るために、演習を強化した内容とする。 各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康的回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	成人看護学	6	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本について学ぶ内容とする。
老年看護学	4	成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、終末期看護に関する内容も含むものとする。	老年看護学	4	
小児看護学	4		小児看護学	4	
母性看護学	4		母性看護学	4	
精神看護学	4	精神看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。	精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
			小計	36 (990)	

新

旧

教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数 (時間数)	留意点
専門分野Ⅱ	臨地実習	16 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 <u>チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。</u> <u>保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。</u>	臨地実習	23 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。	
	成人看護学	6	基礎看護学	3	
	老年看護学	4	在宅看護論	2	<u>在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊娠じょく婦、精神障害者のいづれでもよい。</u>
	小児看護学	2	成人看護学	8	
	母性看護学	2	老年看護学	4	
	精神看護学	2	小計	23 (1,035)	
小 計		38	総 計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする。
統合分野	在宅看護論	4 在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 <u>在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。</u> <u>在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。</u>			
	看護の統合と実践	4 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。			
	臨地実習	4			
	在宅看護論	2 訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。			
	看護の統合と実践	2 専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 <u>複数の患者を受け持つ実習を行う。</u> <u>二勤務帯を通した実習を行う。</u> <u>夜間の実習を行うことが望ましい。</u>			
	小 計	12			
総 計		97 3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。			

別表3-2  
看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

新	旧
<p>1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。</p> <p>2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。</p> <p>3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、<u>最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力</u>を養う。</p> <p>4) 人々の健康上の<u>課題</u>に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、<u>終末期など</u>、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。</p> <p>6) 保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解し、<u>チーム医療</u>を実践するとともに、人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。</p>	 <p>1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。</p> <p>2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、<u>心身相関等</u>の観点から理解する能力を養う。</p> <p>3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>4) 人々の健康上の<u>問題</u>を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。</p> <p>5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、<u>ターミナルケア</u>等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。</p> <p>6) 人々が社会的資源を活用できるよう、<u>保健・医療・福祉制度を統合的に理解し</u>、それらを調整する能力を養う。</p>

教育内容		2年課程(通信制)			留意点	2年課程(通信制)		留意点	
2年課程 2年課程 (定時制)		通信学習		単位数	単位数	備考	単位数	単位数	
単位数									
基礎分野 科学的思考の基礎 人間と生活・社会の理解	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。	7	7	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。	7	7
小計	7	7					7	7	
専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 就労支援と社会保健制度	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統立てて理解し、健康・疾患・医療に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化した内容とする。 人々が生活を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福利に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	10	10	准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統立てて理解し、健康・疾患・医療に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。	准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統立てて理解し、健康・疾患・医療に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。	
小計	14	14					14	14	
専門分野 基礎看護学	6	6	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	専門分野では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的知識や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護経験を含む内容とし、演習を強化した内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。  事例等に則して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。  看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。  准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。	7	7	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。	チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。	
臨地実習	紙上事例演習 病院見学実習及び面接授業			2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。	各専門 7分野 ごとに 病院見 学実習 2日及 び面接 実習3 日		国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とす る。	准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。	
基礎看護学	2	1	3事例程度	1					
小計	8	7	3事例程度	1					

		新				旧			
教育内容	2年課程 2年課程 (定期) (定時)	2年課程(通信制)		留意点	2年課程(通信制)		留意点		
		通信学習			通信学習				
		単位数	備考		単位数	備考			
専門分野II	成人看護学	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当すること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。 各看護学においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、預防、健康の回復、保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。 成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、終末期看護に関する内容も含むものとする。 老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。	在宅看護論	3	3	在宅看護論では高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。
	老年看護学	3	3				成人看護学	3	在宅看護論においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。
	小児看護学	3	3				老年看護学	3	在宅看護論においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。
	母性看護学	3	3				小児看護学	3	在宅看護論においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。
	精神看護学	3	3		精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。	母性看護学	3	在宅看護論においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。	
	臨地実習			紙上事例演習 病院見学実習及び面接授業	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。	精神看護学	3	在宅看護論においては、准看護師で学んだ疾患・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。	
専門分野	成人看護学	2	1	3事例程度	チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。	小計	25	25	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
	老年看護学	2	1	3事例程度	保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。	臨地実習			知能・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	小児看護学	2	1	3事例程度	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	基礎看護学	3	2	知能・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	母性看護学	2	1	3事例程度	多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。	在宅看護論	2	1	在宅看護論の対象は、成人、高齢者、小児、妊娠・育児、精神障害者のいすゞでもよい。
	精神看護学	2	1	3事例程度	2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。	成人看護学	3	2	2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院見学実習、面接授業で代える。
	小計	25	20	15事例程度	5	老年看護学	2	1	
総合分野	在宅看護論	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当しないようにすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。	小児看護学	2	1	
	看護の総合と実践	4	4		在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。	母性看護学	2	1	
					在宅看護の対象は高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。	精神看護学	2	1	
					在宅の終末期看護に関する内容も含むものとする。	小計	9	21事例程度	
					チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。	総計	62	62	2,100時間以上の講義・演習等を行うものとする。
	臨地実習			紙上事例演習 病院見学実習及び面接授業	看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。				
看護の総合と実践	在宅看護論	2	1	3事例程度	医療安全の基礎的知識を含む内容とする。				
					災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。				
					国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。				
					看護技術の総合的な練習を行う内容とする。				
看護の総合と実践	小計	11	9	6事例程度	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。				
					通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実習に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通しての実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。				
					2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。				
	総計	65	65	65	2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。				

別表4 (略)

別表5 教育内容と留意点等（保健師・看護師統合力カリキュラム）

新			旧		
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13		基礎分野 科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13	
小計	13		小計	13	
専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 健康現象の疫学と統計	15	保健福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。  保健統計学を含む内容とする。	専門基礎分野 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康 健康現象の疫学と統計	15	保健福祉行政論を含むものとし、看護のコーディネーションの能力を強化するため、保健福祉の法的基礎及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。  公衆衛生学の基礎である疫学・保健統計(情報処理を含む。)の基礎を学び、地域における看護活動に必要な調査及び統計の技術について学ぶ内容とする。
	8			7	
	4			4	
小計	27		小計	26	
専門分野I 基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	10		基礎看護学 地域看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	10	地域看護学では、市町村及び保健所を中心とした保健予防活動に焦点をおいた公衆衛生看護学と、在宅療養者に焦点をおいた在宅看護論を統合的に学ぶ内容とする。
	3			14	
	3			6	
小計	13		小計	46	
専門分野II 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	6		専門分野 臨地実習 基礎看護学 地域看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3	
	4			5	
	4			8	
	4			4	
	4			2	
	16			2	
	6			2	
	4			2	
	2			2	
小計	38		小計	26	
統合分野 在宅看護論 地域看護学 地域看護学概論 個人・家族・集団の生活支援 地域看護活動展開論 地域看護管理論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 地域看護学 個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習 看護の統合と実践	4		総 計	3,480時間以上の講義・実習等を行うものとする。	
	10				
	2				
	8				
	4				
	8				
	2				
	4				
	2				
	2				
	2				
	2				
小計	26				
総 計	117	3,645時間以上の講義・実習等を行うものとする。			

別表6 教育内容と留意点等（助産師・看護師統合カリキュラム）

新			旧		
教育内容		単位数	留意点		
基礎分野	科学的思考の基盤	13	基礎助産学の一部を含む内容とする。	科学的思考の基盤	13
	人間と生活・社会の理解			人間と人間生活の理解	
	小 計	13		小 計	13
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	基礎助産学の一部を含む内容とする。	人体の構造と機能	15
	疾病の成り立ちと回復の促進			疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6		社会保障制度と生活者の健康	6
	小 計	21		小 計	21
専門分野I	基礎看護学	10	基礎助産学の一部を含む内容とする。	基礎看護学	10
	臨地実習	3		地域看護学	5
	基礎看護学	3		成人看護学	6
	小 計	13		老年看護学	4
専門分野II	成人看護学	6	基礎助産学の一部を含む内容とする。	小児看護学	4
	老年看護学	4		母性看護学	4
	小児看護学	4		精神看護学	4
	母性看護学	4		基礎助産学	5
	精神看護学	4		助産診断・技術学	6
	基礎助産学	5		助産管理	1
	助産診断・技術学	6		小 計	49
	地域母子保健	1		臨地実習	
	助産管理	1		基礎看護学	3
	臨地実習	25		地域看護学	3
	成人看護学	8		成人看護学	8
	老年看護学	4		老年看護学	4
	小児看護学	2		小児看護学	2
	母性看護学	2		母性看護学	2
	精神看護学	2		精神看護学	2
	助産学	9		助産学	7
	小 計	60		小 計	31
総合分野	在宅看護論	4	3,790時間以上の講義・実習等を行うものとする。	小 計	31
	看護の統合と実践	4		総 計	114
	臨地実習	4			
	在宅看護論	2			
	看護の統合と実践	3			
	小 計	12			
総 計		119	3,495時間以上の講義・実習等を行うものとする。		

別表7 機械器具、標本、模型及び図書(保健師養成所)

新		←	旧	
品目	数量		品目	数量
家庭訪問用具			家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数		家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生5人に1		家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生5人に1
リネン類(各種)	適当数		リネン類(各種)	適当数
清拭用具一式	学生5人に1		清拭用具一式	学生5人に1
排泄用具一式	学生5人に1		簡易浴槽	学生5人に1
機能訓練用具	各々学生5人に1		排泄用具一式	学生5人に1
車椅子(各種)			機能訓練用具	各々学生5人に1
歩行器(各種)			車椅子(各種)	
自助具(各種)			歩行器(各種)	
在宅ケア保健指導用具			自助具(各種)	
診察用具一式	学生5人に1		在宅ケア保健指導用具	
酸素吸入装置	1		診察用具一式	学生5人に1
経管栄養用具一式	学生5人に1		酸素吸入装置	1
予防接種用具一式	学生5人に1		経管栄養用具一式	学生5人に1
小児保健指導用具			浣腸用具一式(各種)	学生5人に1
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1		人工肛門処置用具一式(各種)	学生5人に1
調乳指導用具一式	学生5人に1		導尿用具一式	学生5人に1
離乳食指導用具一式	学生5人に1		膀胱洗浄用具一式	学生5人に1
育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1		予防接種用具一式	学生5人に1
歯科指導用具一式	学生5人に1		煮沸消毒器	適当数
乳幼児発達検査用具	学生2人に1		小児保健指導用具	
母性保健指導用具			沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1
出産準備用具	学生5人に1		調乳指導用具一式	学生5人に1
家族計画指導用具	学生5人に1		離乳食指導用具一式	学生5人に1
乳房腫瘍触診人形	学生10人に1		育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1
成人・高齢者保健指導用具			歯科指導用具一式	学生5人に1
検査用具一式(塩分測定器、カローカウンター、皮厚計等)	各々学生5人に1		乳幼児発達検査用具	学生2人に1
健康増進関連機器			母性保健指導用具	
握力計			出産準備用具	学生5人に1
肺活量計			家族計画指導用具	学生5人に1
背筋力計			乳房腫瘍触診人形	学生10人に1
体脂肪計			成人・高齢者保健指導用具	
エルゴメーター			検査用具一式(塩分測定器、カローカウンター、皮厚計等)	各々学生5人に1
検査用器具			健康増進関連機器	
血圧計	学生5人に1		握力計	
聴診器	学生5人に1		肺活量計	
採尿・採血用具一式	学生5人に1		背筋力計	
検眼用具一式	学生5人に1		体脂肪計	
ポータブル心電計	適当数		エルゴメーター	
計測用器具			検査用器具	
体重計(成人・小児用)	各々1		血圧計	学生5人に1
身長計(成人・小児用)			聴診器	学生5人に1
産業保健指導用環境測定器			採尿・採血用具一式	学生5人に1
照度計			検眼用具一式	学生5人に1
騒音計			ポータブル心電計	適当数
粉塵計			計測用器具	各々1
疲労測定器			体重計(成人・小児用)	
水質検査用機器			身長計(成人・小児用)	
各種模型			産業保健指導用環境測定器	
実習用モデル人形	学生5人に1		照度計	
乳房マッサージ訓練モデル	適当数		騒音計	
人工呼吸訓練人形	適當数		粉塵計	
胎児発育順序模型	適當数		疲労測定器	
受胎調節指導用具一式	適當数		水質検査用機器	
栄養指導用フードモデル(各種)	適當数		各種模型	
保健指導用パネル	適當数		実習用モデル人形	学生5人に1
視聴覚教材			乳房マッサージ訓練モデル	学生5人に1
			人工呼吸訓練人形	適當数
			胎児発育順序模型	適當数
			受胎調節指導用具一式	学生5人に1
			栄養指導用フードモデル(各種)	適當数
			保健指導用パネル	適當数
			視聴覚教材	

VTR装置一式	1	VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適当数	ビデオカメラ	適當数
教材用ビデオテープ、DVD等	適當数	教材用ビデオテープ	適當数
		スライド映写機	適當数
カメラ	適當数	カメラ	適當数
オーバーヘッドプロジェクター	適當数	オーバーヘッドプロジェクター	適當数
カセットテープレコーダー	適當数	ラジオカセットテープレコーダー	適當数
		携帯用カセットテープレコーダー	適當数
ワイヤレスマイク	適當数	ワイヤレスマイク	適當数
その他	適當数	その他	適當数
パソコン用コンピューター	1	パソコン用コンピューター	1
		シャーカステン	1
複写機	1	複写機	1
印刷機	1	印刷機	1
図書		図書	
保健師教育に関する図書	1,500冊以上	保健師教育に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上	学術雑誌	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表8 機械器具、標本、模型及び図書(助産師養成所)

新		旧	
品目	数量	品目	数量
分娩台	2	分娩台	2
分娩介助用器具		分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生4人に1	分娩介助用機械器具一式	学生4人に1
分娩介助用リネン一式	学生4人に1	分娩介助用リネン一式	学生4人に1
器械台、ベースン、カスト、カスト台、点滴スタンド等	各々適当数	器械台、ベースン、カスト、カスト台、点滴スタンド等	各々適當数
ファントーム	学生10人に3 各々学生4人に1	ファントーム	学生10人に3 各々学生4人に1
沐浴用具	1	沐浴用具	1
沐浴用トレイ		沐浴用トレイ	
沐浴槽		沐浴槽	
沐浴用人形		沐浴用人形	
新生児用衣類		新生児用衣類	
トラウベ式桿状聴診器	学生2人に1	トラウベ式桿状聴診器	学生2人に1
ドップラー	2	ドップラー	2
妊娠暦速算器	学生4人に1	妊娠暦速算器	学生4人に1
診察台、椅子	2	診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2	新生児用ベッド	2
保育器	1	保育器	1
新生児処置台	1	新生児処置台	1
リネン類(各種)	適当数	リネン類(各種)	適當数
家庭分娩介助用具一式	適當数	家庭分娩介助用具一式	適當數
家庭訪問指導用具一式	学生4人に1	家庭訪問指導用具一式	学生4人に1
計測用器具	各々適當数	計測用器具	各々適當數
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等		体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、 骨盤内計測器、骨盤傾角測定器、恥骨角度計、 児頭計測器、胎盤計測器等	
手術用器具		手術用器具	
子宮内容清掃用具一式	1	子宮内容清掃用具一式	1
吸引娩出器	1	吸引娩出器	1
産科鉗子		産科鉗子	
縫合用具一式(持針器、針等)	適當数	縫合用具一式(持針器、針等)	學生4人に1
新生児救急処置用具一式	学生4人に1	新生児救急処置用具一式	学生10人に1
酸素吸入器具		酸素吸入器具	
排泄用具一式		排泄用具一式	
浣腸用具一式		浣腸用具一式	
導尿用具一式		導尿用具一式	
調乳用具一式		調乳用具一式	
離乳食調理用具一式		離乳食調理用具一式	
栄養指導用フードモデル(各種)		栄養指導用フードモデル(各種)	
実習モデル人形		実習モデル人形	各々学生10人に1
気管内挿管訓練人形(新生児用)		気管内挿管訓練人形(新生児用)	
妊婦腹部触診モデル人形		妊婦腹部触診モデル人形	
新生児人工蘇生人形		新生児人工蘇生人形	
乳房マッサージ訓練モデル		乳房マッサージ訓練モデル	
各種模型		各種模型	
乳房解剖模型	2	乳房解剖模型	2
骨盤底筋肉模型	2	骨盤底筋肉模型	2
骨盤径線模型	2	骨盤径線模型	2
子宮頸管模型	適當数	子宮頸管模型	適當數
内診模型	適當数	内診模型	適當數
骨盤模型	2	骨盤模型	2
胎児発育順序模型	2	胎児発育順序模型	2
ペッサリー指導模型	学生4人に1	ペッサリー指導模型	学生4人に1
受胎調節指導用具一式	学生4人に1	受胎調節指導用具一式	学生4人に1
プレストシールド	適當数	プレストシールド	適當數
視聴覚教材		視聴覚教材	
VTR装置一式	1	VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適當数	ビデオカメラ	適當數
教材用ビデオテープ、DVD等	適當数	教材用ビデオテープ	適當數
スライド映写機		スライド映写機	
カメラ	適當数	カメラ	適當數
オーバーヘッドプロジェクター	適當数	オーバーヘッドプロジェクター	適當數

カセットテープレコーダー	適當数	ラジオカセットテープレコーダー	適當数
ワイヤレスマイク	適當数	携帯用カセットテープレコーダー	適當数
その他	適當数	ワイヤレスマイク	適當数
パーソナルコンピューター	適當数	その他	適當数
複写機	1	パーソナルコンピューター	1
印刷機	1	シャーカステン	1
図書		複写機	1
助産師教育に関する図書	1,500冊以上	印刷機	1
学術雑誌	20種類以上	図書	1,500冊以上
		保健師教育に関する図書	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表9 機械器具、標本、模型及び図書(看護師養成所)

新		旧	
品目	数量	品目	数量
ベッド		ベッド	
成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ30cmを含む。)	学生4人に1	成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ30cmを含む。)	学生4人に1
小児用ベッド	2	小児用ベッド	2
新生児用ベッド	2	新生児用ベッド	2
保育器	1	保育器	1
床頭台	ベッド数	床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	ベッド数	オーバーベッドテーブル	ベッド数
患者用移送車(ストレッチャー)	1	患者用移送車(ストレッチャー)	各々1
担架	1	担架	1
布団一式	2	布団一式	2
実習用モデル人形		実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生10人に1	看護実習モデル人形	学生10人に1
注射訓練モデル	1	注射訓練モデル	1
静脈採血注射モデル	1	気管内挿管訓練モデル	1
気管内挿管訓練モデル	1	救急蘇生人形	1
救急蘇生人形	1	導尿訓練モデル	2
導尿訓練モデル	2	浣腸訓練モデル	2
浣腸訓練モデル	2	乳房マッサージ訓練モデル	1
乳房マッサージ訓練モデル	1	沐浴用人形	学生4人に1
沐浴用人形	学生4人に1	ファンターム	1
ファンターム	1	看護用具等	
看護用具等		洗髪車	1
洗髪車	1	清拭車	1
清拭車	1	沐浴槽	学生4人に1
沐浴槽	1	排泄用具一式(各種)	適當数
排泄用具一式(各種)	適當数	処置用具等	
処置用具等		包交車	1
包交車	1	診察用具一式	1
診察用具一式	1	計測器一式	1
計測器一式	1	救急処置用器材一式(人工呼吸器含む。)	1
救急処置用器材一式(人工呼吸器含む。)	1	注射用具一式(各種)	適當数
注射用具一式(各種)	適當数	経管栄養用具一式	1
経管栄養用具一式	1	浣腸用具一式(各種)	適當数
浣腸用具一式(各種)	適當数	洗浄用具一式(各種)	適當数
洗浄用具一式(各種)	適當数	シャーカステン	1
シャーカステン		処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置	1	酸素吸入装置	1
吸入器	1	吸引装置	1
吸引装置	1	心電計	1
心電計	1	煮沸消毒器	1
煮沸消毒器	1	消毒缶(各種)	適當数
消毒缶(各種)	適當数	手術用手洗用具一式(各種)	適當数
手術用手洗用具一式(各種)	適當数	小手術用機械器具一式	1
小手術用機械器具一式	1	整形外科用器具一式(各種)	適當数
機能訓練用具		機能訓練用具	
車椅子(各種)	適當数	車椅子(各種)	適當数
歩行補助具(各種)	適當数	歩行補助具(各種)	適當数
自助具(各種)	適當数	自助具(各種)	適當数
在宅看護用具		在宅看護用具	
手すり付き家庭用風呂	1	手すり付き家庭用風呂	1
簡易浴槽	適當数	台所設備一式	1
台所設備一式	1	車椅子用トイレ	1
車椅子用トイレ	1	低ベッド(家庭用)	1
低ベッド(家庭用)	1	リネン類(各種)	適當数
リネン類(各種)	適當数	標本及び模型	各々1
標本及び模型	各々1	人体解剖	
人体解剖		人体骨格	
人体骨格		血液循環系統	
血液循環系統		頭骨分解	
頭骨分解		心臓解剖	
心臓解剖		呼吸器	
呼吸器			

消化器		消化器	
脳及び神経系		脳及び神経系	
筋肉		筋肉	
皮膚裁断		皮膚裁断	
目、耳の構造		目、耳の構造	
歯の構造		歯の構造	
鼻腔、咽頭、喉頭の構造		鼻腔、咽頭、喉頭の構造	
腎臓及び泌尿器系		腎臓及び泌尿器系	
骨盤径線		骨盤径線	
妊娠子宮		妊娠子宮	
胎児発育順序		胎児発育順序	
受胎原理		受胎原理	
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数	栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
視聴覚教材		視聴覚教材	
VTR装置一式	1	VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適當数	ビデオカメラ	適當数
教材用ビデオテープ、DVD等	適當数	教材用ビデオテープ	適當数
カメラ	適當数	カメラ	適當数
オーバーヘッドプロジェクター	適當数	オーバーヘッドプロジェクター	適當数
カセットテープレコーダー	適當数	ラジオカセットテープレコーダー	適當数
携帯用カセットテープレコーダー		携帯用カセットテープレコーダー	適當数
ワイヤレスマイク	適當数	ワイヤレスマイク	適當数
その他		その他	
パーソナルコンピューター	適當数	パーソナルコンピューター	適當数
複写機	1	複写機	1
印刷機	1	印刷機	1
図書		図書	
基礎分野に関する図書	1,000冊以上	基礎分野に関する図書	1,000冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上	専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上	学術雑誌	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表10 (略)